

千葉市住居表示整備実施基準

平成 27 年 4 月 1 日改正

本市における住居表示整備実施は、街区方式を採用し、次の各号によって整備するものとする。

1 町割の方式

原則として街かく式（幹線道路・河川・鉄道等の恒久的な施設により町割を行う）または結合式（幹線道路をはさんで並列する道路で町割を行う）のいずれかによる。

2 対象地域

以下に掲げる要件の全てに該当する地域は、住居表示整備の対象地域（以下、「対象地域」という。）にすることができる。

- ① 市街地であると認められる地域であること、又は大規模開発等により市街地となることが見込まれる地域であること。
- ② 地番が分合等を繰り返し複雑になっている、地番区域が広すぎる、又は地番が順序に並んでいないところである等、町名地番を用いることにより住居の表示が不合理となっている地域であること。
- ③ 土地区画整理事業若しくは土地改良事業又は民間による大規模開発等に伴い、地番が整理される予定がない地域であること。

3 実施の要件等

住居表示整備については、関係行政機関と協議し、実施するものとする。また、実施にあたっては、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 関係する町内自治会の承諾が得られること。
- ② 関係する居住者等の承諾が得られること。
- ③ 対象地域の道路・区画等が形成され変更される恐れがない状態であること。
- ④ この基準に規定する町の境界、形状及び規模により、住居表示整備を実施することができること。
- ⑤ その他、住居表示整備を実施するうえで、特段の支障がないこと。

4 町の境界

- (1) 町の境界は、道路、鉄道等の恒久的な施設又は河川、水路等（以下、「道路等」という。）によって定める。

この場合、道路をもって町の境界とする場合は、南北に通じる道路にあつては東側を、東西に通じる道路にあつては北側をそれぞれ町の境界とすることを原則とする。

(2) 前項の規定にかかわらず、以下に掲げる場合のいずれかに該当するときは、宅地造成地の末端や筆界で町の境界を定めることができる。

- ① 対象地域の周辺が、開発が困難な地形である、又は開発行為が認められた地域外であるなど今後開発される見込みがない場合
- ② 対象地域周辺の道路等で町界を定めることにより、従前からの住宅地の生活圏（学区やごみステーションのエリア等）を分断することとなる場合

5 町の形状及び規模

(1) 町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり飛び地が生じたりすることなく、住民の生活圏や住宅地の連たん状況に適合した合理的な町の境界を定めるよう留意する。

(2) 町の規模は、市街地の用途・人口・家屋の密度・地形等を考慮して、おおむね 66,000 m²～200,000 m²の大きさで定める。ただし、区域内に学校・公園・工場等がある場合は、この限りではない。

6 丁目の起点及び配列

J R 千葉駅に最も近い点を起点とし、放射状式に配列する。ただし、地形・交通等の関係からやむを得ない場合は、環状式により配列する。

7 町の名称の定め方

(1) 町の名称を定める場合には、従来からある名称や歴史的に由緒ある名称等を考慮して定める。

(2) 市の区域を通じ同一の名称又は類似の名称が生じないようにする。

8 街区割

(1) 街区は道路・河川・水路・鉄道・その他恒久的な施設等によって画すること。

(2) 私道によって画する場合においては、該当私道が公衆用道路として容易に変更されないものを採用する。

(3) 公道で画された街区が狭小に過ぎ、住居表示の単位として適当でなく、隣接の街区と合わせた方がよいと認められるものについては、2以上の

街区を合わせて一つの街区とする。

(4) 街区の規模は道路網の疎密の度合い及び対象地域における家屋の密度を勘案して、その面積は 3,300~6,600 m²程度とする。

9 街区符号のつけ方

街区符号は数字を用い J R 千葉駅に最も近い点を起点とし、蛇行式によって順序よくつけることを原則とする。

10 住居番号のつけ方

(1) 住居番号は次の基準によって住居表示台帳として作成される地図に基づいて設定するものとする。

① 街区の境界線をあらかじめ一定の間隔に区切り住居番号の基礎となるべき番号（基礎番号）をつける。

② 基礎番号の間隔は特別の場合を除くほかは、10m または 15m とする。

③ 基礎番号は、J R 千葉駅に近い街区の角を起点として、右回りに等間隔に順次番号をつけ、街区の一辺に②の間隔の半数未満の端数が生じた場合は、直前の間隔に加えるものとする。

④ 街区の角が曲線の場合は、起点に近い適当な点を定める。

(2) 住居番号は (1) に基づいて設定された基礎番号によって、建物につけるものとする。

(3) 当該建物が街区の境界線に直接面していない場合には、道路が街区の境界線に有する基礎番号をもって当該建物の住居番号とする。

(4) 家屋の入り口、または通路の中心に基礎番号の分岐がある場合は、若い番号の基礎番号をもって当該建物の住居番号とする。

(5) 建物に主要な入り口が二つ以上ある場合は、市長の認定により主要な入り口を一つ選定して、その入り口が面し、または通じている街区の境界線上の基礎番号をもって、当該建物の住居番号とする。

11 住居表示のしかた

住居の表示のしかたは、次の例によるものとする。

(1) 一般の事例

	街区符号	住居番号
千葉市	〇〇区	〇〇町 (〇丁目)
		〇〇番 〇号

(2) 団地の事例

	街区符号	住居番号
千葉県 ○○区 ○○町 (○丁目)	○○番	○棟 ○号
		棟番号 各戸番号

(3) 区分所有の建物 (集合住宅)

	街区符号	住居番号
千葉県 ○○区 ○○町 (○丁目)	○○番	○ー○号
		基礎番号 各戸番号

(3) の場合、隣接する番号と重複しないよう考慮する。

12 その他

以上のほか、住居表示実施について必要な事項及び変更については、自治省の住居表示実施基準等を参考にしてそのつど定めるものとする。